

記者発表資料
平成 25 年 8 月 29 日
防災砂防課 砂防・傾斜地保全班
担当 村上 内線 3 2 3 2
仙台管区气象台予報課
担当 高橋 電話 022-297-8002

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」等に伴う 宮城県土砂災害警戒情報の暫定基準の変更について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」等により、震度 5 強以上を観測した市町村では地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高まったと考えられるため、宮城県と仙台管区气象台は、土砂災害警戒情報の発表基準について通常より引き下げた暫定基準を設けて運用しています。

今般、宮城県と仙台管区气象台が、土砂災害発生状況と降雨の状況、土砂災害危険箇所 の点検結果をもとに検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を変更することとしましたのでお知らせします。

なお、今後も降雨の状況等により、必要に応じて暫定基準を見直してまいります。

記

1 暫定基準変更日時
平成 25 年 9 月 5 日（木）13 時

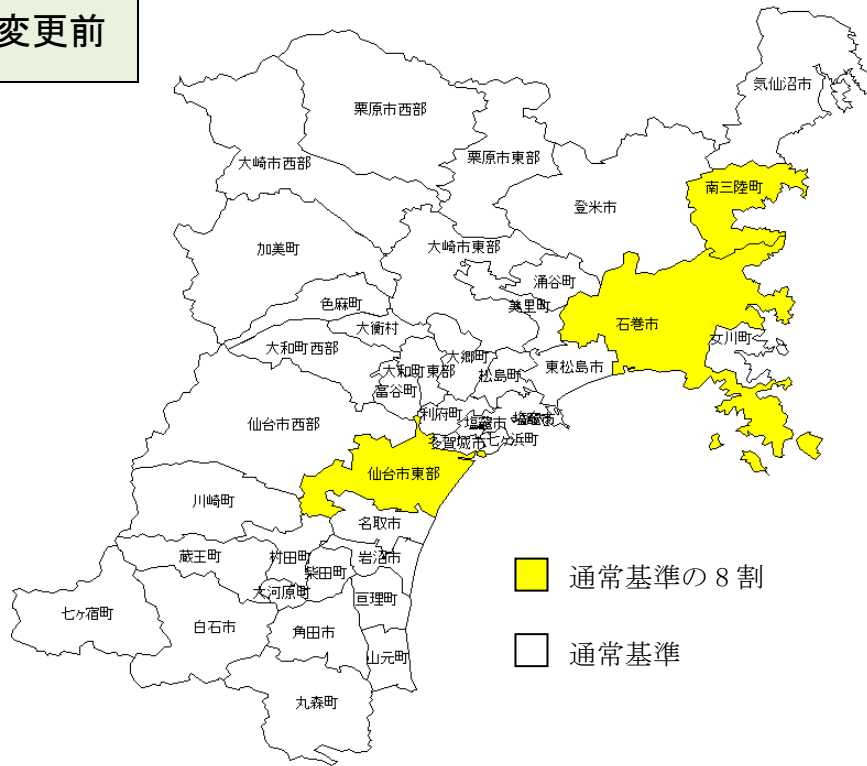
2 暫定基準の変更

【暫定基準を廃止し通常基準で運用する地域】
仙台市東部、南三陸町

【通常基準の 8 割での運用を継続する地域】
石巻市
(平成 25 年 8 月 4 日に発生した宮城県沖の地震の影響のため)

本件に関する問い合わせ先
宮城県土木部防災砂防課 村上 (電話 022-211-3232)
仙台管区气象台予報課 高橋 (電話 022-297-8002)

変更前



変更後

